

インドネシアにおける新移転価格文書化要件／BEPS行動計画13の実施

概要

インドネシア財務省は、財務省規則No. 213/PMK.03/2016 (PMK-213)「関連者と取引を行う納税者が維持する義務のある追加的な文書及び情報の種類とその手続き」を発行しました。PMK-213は、経済協力開発機構(OECD)の税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトにおける行動計画13(行動計画13)に含まれる移転価格文書にかかる指針をインドネシアにおいて実施するものです。

PMK-213は、制定日である2016年12月30日に即日発効し、以下の重要な変更を実施しています。

- ▶ 誰が、移転価格文書を作成する必要があるか
- ▶ 何が、移転価格文書の構成要素であるか
- ▶ 何時、移転価格文書を作成する必要があるか

納税者は、即座に行動するための手順を検討し、PMK-213への準拠を確実にすることが推奨されます。納税者が直ちに行動すべきこととして、厳しい作成期限を踏まえて2016年度のマスターファイル及びローカルファイルの作成を開始するとともに、国別報告書(CbCR)の作成が潜在的に必要とされることを検討することが推奨されます。

PMK-213における移転価格文書化 – 3階層構造

従来、納税者はインドネシアの事業に特化した移転価格文書の作成が要求されるのみでした。PMK-213の発行によりこれが変更され、納税者は現在、3階層構造の移転価格文書の作成が要求されています。この3階層構造は以下から構成されています。

- ▶ マスターファイル
- ▶ ローカルファイル
- ▶ 国別報告書 (CbCR)

これらのファイル/報告書について、それぞれ以下により詳細を説明します。

移転価格文書の作成にかかる閾値

マスターファイル及びローカルファイル

PMK-213では、納税者が以下に該当する場合、マスターファイル及びローカルファイルを作成する必要があります。

- 当該年度において関連者間取引を行っており、かつ前年度の総収入が500億インドネシアルピア(IDR) (約3.7百万米ドル)を超過する場合、または
- 前年度に以下の価額の関連者間取引を行った場合、または
 - ▶ 200億IDR(約1.4百万米ドル)超の有形財取引、または
 - ▶ 50億IDR(約372,000米ドル)超の役員提供、利払い、無形資産の利用、または他の関連取引(それぞれで判定します)
- 所得税率がインドネシアの法人税率である25%未満の国又は地域に所在する関連者と取引を行う場合。なお、25%は、所得税法No. 7/1983第17条(所得税法 No. 36/2008で更新)で規定されています。

行動計画13を実施している他の税務管轄とは異なり、PMK-213は、ローカルファイルとマスターファイルの作成にかかる閾値を別々には規定していません。そのため、収入又は取引高にかかる閾値を超過した場合には、納税者はローカルファイルとマスターファイルの双方を作成する必要があります。

新しい閾値の納税者への影響は多々ありますが、主なものは以下のとおりです。

- ▶ 取引高にかかる旧閾値に基づき過去年度における移転価格文書の作成を以前は免除されていた納税者が、閾値が相対的に低くなった結果、現在では移転価格文書の作成が必要となります。
- ▶ PMK-213では、国内関連取引の文書化に対する従前の免除規定が削除されており、納税者は現在、移転価格文書において国内取引を対象とする必要があります。
- ▶ 一旦閾値を越えると、納税者は移転価格文書すべての関連者間取引を対象とする必要があります。この点は、従前の取引高にかかる閾値を越える特定の関連者間取引のみを、納税者は移転価格文書化の対象とする過年度の取扱いと相違していません。

取引高及び収入にかかる閾値が、過年度の取引高及び収入情報に基づくことに納税者は留意する必要があります。これにより、納税者がある年度の移転価格文書の作成義務の有無を、当該年度末に先立ち確認することが容易になります。

PMK-213は、従前の移転価格文書化規定を含む国税総局規則PER-32/PJ/2011 (PER-32)を廃止していないため、PMK-213に含まれている文書化要件と同時にPER-32における移転価格文書化要件にも従う必要があると考えられます。例えば、ある関連者間取引(特に有形財)が、PMK-213では移転価格文書化要件の閾値を下回る状況でも、PER-32における閾値を上回る場合があります。そのような取引があれば、PER-32に準拠して作成される移転価格文書で対象取引とする必要があると考えられます。

国別報告書

国別報告書をインドネシアで提出する必要がある納税者は以下のとおりです。

- a) 一つの事業グループの親会社であって、当該年度における連結ベースの総収入が11兆IDR(約818百万米ドル)以上であるインドネシアの納税者、または
- b) 親会社が以下の国・地域のいずれかに所在する外国の納税者であるインドネシアの納税者
 - ▶ 親会社が国別報告書を提出する義務がない国・地域
 - ▶ 税務目的の情報交換協定をインドネシア政府と締結していない国・地域
 - ▶ 税務目的の情報交換協定をインドネシア政府と締結しているが、インドネシア政府が国別報告書を受け取ることができない国・地域

PMK-213における親会社と事業グループの定義に基づけば、多国籍企業の最終親会社でないにも関わらず、インドネシアで国別報告書を提出する義務がある場合があることに、納税者は留意する必要があります。

なお、PMK-213においては、国税総局が国別報告書について別途規則を発行することとされています。

マスターファイル、ローカルファイル、及び国別報告書の内容

マスターファイル

マスターファイルは、インドネシアの納税者の事業に焦点をあてたローカルファイルとは異なり、事業グループの事業についてより広範な概要を提供することに着目しています。PMK-213で要約されているマスターファイルの内容は、概ね行動計画13に準拠しています。

マスターファイルは、概ね、以下についての詳細を含める必要があります。

- a) 資本構造、資本関係図、及び事業グループの各メンバーが所在する国・地域
- b) 事業活動の内容
- c) 保有する無形資産
- d) 金融及び資金調達活動
- e) 親会社の連結財務諸表及び関連者間取引にかかる税務情報

マスターファイルに含めることが要求されている個別項目の詳細リストがPMK-213の別紙として記載されています。このリストは細かく、例えば、以下が含まれます。

- ▶ 事業グループのメンバーのリスト、及び各メンバーの事業内容
- ▶ 事業グループが提供する製品・サービスのトップ5並びに事業グループの合計収入の5%以上を占める他の製品・サービスにかかるサプライチェーン図
- ▶ 研究開発拠点及び研究開発管理の場所を含む、無形資産の開発、保有、及び活用にかかる事業グループの包括的戦略の説明

ローカルファイル

ローカルファイルは、インドネシアの納税者についての情報を提供することに着目しています。ローカルファイルの内容は、行動計画13に含まれている指針に依拠していますが、行動計画13に記載されているローカルファイルの推奨内容に比べ、より広範にわたるものとなっています。

ローカルファイルには、概ね、以下の項目を含める必要があります。

- a) 遂行した事業活動の特定
- b) 実施した関連者間取引及び非関連取引の情報
- c) 独立企業原則の適用
- d) 財務情報
- e) 価格や利益水準に影響を及ぼす非財務的事象・出来事・事実の有無

マスターファイルと同様に、ローカルファイルに含めることが要求されている個別項目の詳細リストがPMK-213の別紙として記載されています。このリストには、例えば、以下が含まれます。

- ▶ 納税者の経営構造、組織図、納税者と特殊の関係にある国内又は海外の関連者の情報、及びかかる関連者が所在する国・地域の説明
- ▶ 納税者の事業活動の運営上の側面
- ▶ 取引スキームとその説明
- ▶ 過去5年間に適用された価格設定ポリシー

国別報告書

インドネシアで納税者が提出する義務がある国別報告書は、行動計画13に含まれる指針において作成・提出する義務がある国別報告書に比べより詳細なものです。PMK-213では、行動計画13で作成・発行が要求されている2つの報告書に加えて、「国別報告ワーキングペーパー」を第3の報告書として導入し、国別報告書の一部として提出を義務つけています。

国別報告書により、概ね、親会社は以下の情報を開示する必要があります。

- a) 国内・海外の事業グループ全メンバーについての、所得配分、支払税金、及び国・地域別の事業活動。具体的には、国・地域名称、総収入、税引前利益(損失)、自己控除・源泉徴収・支払われた所得税、資本金、利益剰余金、常用従業員数、及び有形資産(現金及び現金同等物を除く)が含まれます。
- b) 事業グループメンバーと国・地域別の主要事業活動内容のリスト

国別報告書ワーキングペーパーは、事業グループ内の個々のメンバー毎に財務及び税務情報を要求しており、行動計画13に含まれる提出要件に比較し非常に詳細な内容となっています。要求される情報には、各メンバーの総収入の詳細、支払税金、資本金、利益剰余金等が含まれます。

移転価格文書の使用言語

マスターファイル、ローカルファイル、及び国別報告書はインドネシア語で作成しなければなりません。

移転価格文書の作成及び提出時期

マスターファイル及びローカルファイル

PMK-213では、マスターファイル及びローカルファイルを、納税者の事業年度末から4ヶ月以内に利用可能にしなければなりません。(不遵守に対するペナルティについての下記コメントを参照)

マスターファイル及びローカルファイルは、税法で規定された期限に基づき、国税総局に提出しなければなりません。この点に関して、マスターファイル及びローカルファイルの具体的な提出期限についてはPMK-213は触れておらず、通常の税務調査実務が適用されると考えられます。

マスターファイル及びローカルファイルの提出の際には、これらの文書がいつ利用可能となったかを明記し、当該文書を提供した者が署名したステートメントレターを添付する必要があります。

国別報告書

国別報告書は、事業年度末から12ヶ月以内に利用可能とし、翌事業年度の法人税申告書とともに提出しなければなりません。

法人税申告書添付文書

法人税申告書と一緒に提出が必要な別表3A、3A-1、及び3A-2に加え、PMK-213では、追加的な要約書式も法人税申告書に添付することを納税者に義務つけています。当該書式は、別表3A-1と類似しており、マスターファイル及びローカルファイルが作成されているか否かについての追加的な詳細とともに、移転価格文書が作成された日付を明記する必要があります。

不遵守に対するペナルティ

納税者が、マスターファイル及びローカルファイルを法人税申告書の提出前に作成していなかった場合には、その法人税申告書が不完全であるとされる可能性があります。法人税申告書が不完全とされた場合、未払税金の最大200%をペナルティとして国税総局が徴収するとともに、刑事制裁を受ける潜在的なリスクがあります。

EYの見解としては、明確な4ヶ月間の内にマスターファイル及びローカルファイルが利用可能でないことでどのような影響があるかは不明確ですが、法人税申告書の提出前にマスターファイル及びローカルファイルが利用可能でない納税者への影響は明確であると言えます。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Transfer Pricing and Operating Model Effectiveness Services

EY brings you a global perspective on transfer pricing and supply chains based on our long-standing experience of the subjects. We can help you configure your supply chain effectively and design and implement sustainable transfer pricing policies. EY's transfer pricing professionals can help you review, document, manage and defend your transfer pricing policies and processes – aligning them with your business strategy. Our multi-skilled teams support you in implementing proactive, pragmatic and integrated strategies that address tax risks and help your business succeed.

© 2017 Purwantono, Sungkoro & Surja Consult
A member firm of Ernst & Young Global Limited
All Rights Reserved.

APAC No. 00000224

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/id

Our Values

Who we are:

At EY, everything starts with our people:

- ▶ People who demonstrate integrity, respect and teaming.
- ▶ People with energy, enthusiasm and the courage to lead.
- ▶ People who build relationships based on doing the right thing.

What we standfor:

Achieving Potential - Making A Difference

We are committed to helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

Sectors we serve in Indonesia

- ▶ Banking & capital markets
- ▶ Asset management
- ▶ Insurance
- ▶ Power & utilities
- ▶ Mining & metal
- ▶ Oil & gas
- ▶ Media & entertainment
- ▶ Telecommunications
- ▶ Technology
- ▶ Public infrastructure
- ▶ Transportation
- ▶ Real estate
- ▶ Consumer products
- ▶ Pharmaceuticals
- ▶ Plantation
- ▶ Industrial & manufacturing
- ▶ Automotive
- ▶ Government & public sector
- ▶ Not-for-profit organizations

Contact us

Tax Services Leader	Phone	Mobile	E-mail
Santoso Goentoro	+62 21 5289 5584	+62 816 893 648	santoso.goentoro@id.ey.com
Partner / Director / Senior Advisor	Phone	Mobile	E-mail
A. Business Tax			
Yudie Paimanta	+62 21 5289 5585	+62 816 893 687	yudie.paimanta@id.ey.com
Dodi Suryadarma	+62 21 5289 5236	+62 815 10000 490	dodi.suryadarma@id.ey.com
Bambang Suprijanto	+62 21 5289 5060	+62 811 326 597	bambang.suprijanto@id.ey.com
Nathanael Albert	+62 21 5289 5265	+62 811 950 926	nathanael.albert@id.ey.com
Sri Rahayu	+62 21 5289 5485	+62 816 883 281	sri.rahayu@id.ey.com
Henry Tambingon	+62 21 5289 5033	+62 816 166 1142	henry.tambingon@id.ey.com
B. Transaction Tax			
Ben Koesmoeljana	+62 21 5289 5030	+62 819 0569 8899	ben.koesmoeljana@id.ey.com
Triadi Mukti	+62 21 5289 5090	+62 816 186 0037	triadi.mukti@id.ey.com
Prasetya H. Lam	+62 21 5289 5022	+62 812 9900 8168	prasetya.h.lam@id.ey.com
C. Indirect Tax			
Iman Santoso	+62 21 5289 5250	+62 811 884 267	iman.santoso@id.ey.com
Elly Djoenaidi	+62 21 5289 5590	+62 816 893 689	elly.djoenaidi@id.ey.com
D. Human Capital			
Kartina Indriyani	+62 21 5289 5240	+62 811 868 336	kartina.indriyani@id.ey.com
E. International Tax/Transfer Pricing			
Peter Ng	+62 21 5289 5228	+62 815 1800 790	peter.ng@id.ey.com
Jonathon McCarthy	+62 21 5289 5599	+62 815 1909 0233	jonathon.mccarthy@id.ey.com
Rachmanto Surahmat	+62 21 5289 5587	+62 816 829 074	rachmanto.surahmat@id.ey.com
F. Japanese Client Contact			
Sachiko Hamada	+62 21 5289 5015	+62 815 1835 404	sachiko.hamada@id.ey.com
Ryuichi Saito	+62 21 5289 5069	+62 821 4088 3461	ryuichi.saito@id.ey.com